

IP通信網サービスに係る提供条件特約書(キャンペーン申込書、専用特約書)

B-OCN

申込日 20 年 月 日 ゴム印不可 ID

お客様名 (フリガナ) ※ 法人登記上の名称に限る(通称・屋号等不可) 部署名: ご担当者氏名: お客様住所 ※ 法人登記上の住所に限る 印 ※ 登記上の印鑑に限る

当社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 プラットフォームサービス本部 セールス&マーケティング部

貴社とエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「NTT Com」といいます)は、NTT ComのIP通信網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)に定めるIP通信網 サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供するための契約(約款の定めに基づき成立する契約をいいます。以下「附合契約」といいます。)について、その一部の提供条件を約款の定めとは異なる条件でNTT Comが貴社へ提供することを目的として、この提供条件特約(以下「本特約」といいます。)を締結します。

(特約事項)

第1条 NTT Comが提供する本サービスに係る提供条件のうち、特約事項は次のとおりとします。

- (1) 本サービスの料金その他の提供条件は別記2のとおりとし、別記2に定めのない料金及び工事費等その他の提供条件は、約款の規定を適用します。
(2) NTT Comは、本サービスを提供するにあたり、約款料金表第1表(料金)に規定する料金を基準として算出するに当たっては、前号に規定する料金を基準として取り扱うものとします。
(3) NTT Comは、本サービスを提供するにあたり、約款に定める割引及び料金の減額の規定を適用しません。
(4) NTT Comは、本サービスの最低利用期間を第7条に定めるとおりとします。
2 前項に掲げるものを除いては、約款の定めにより本サービスを提供することとし、約款に変更があった場合は、変更後の約款の定めによるものとします。
3 本特約と約款の内容に齟齬が生じた場合、本特約の規定が優先するものとします。
4 約款は、NTT Com所定のホームページ(http://www.ntt.com/tariff/comm/)においてこれを掲載します。

(適用対象となる電気通信回線等の契約)

- 第2条 本特約の適用対象となる附合契約は、別記1に定める電気通信回線等の契約(以下「適用対象回線契約」といいます。)とします。
2 NTT Comは、適用対象回線契約が成立したのち、本特約を適用します。この場合において、個々の適用対象回線契約は、NTT Comがその申込を承諾した時点をもって成立します。ただし、申込の承諾を行わない場合の条件については、約款の定めによるものとします。
3 本特約の成立後、貴社からNTT Comに対し、適用対象回線契約への追加の申し出がなされた場合は、NTT Comが承諾した場合に限り、本特約の適用対象とします。

(守秘義務)

第3条 貴社は、本特約の履行上知りえた相手側当事者の技術上・営業上又はその他の業務上の情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 開示の時に公知である情報
(2) 開示以後自己の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
(3) 相手側当事者から開示される以前に自己が正当に保持していた情報
(4) 譲渡又は開示の権利を有する第三者から、守秘義務を負うことなく入手した情報
(5) 相手側当事者が、守秘義務の対象から除外することに書面により同意した情報
(6) 開示を受けた後、開示された情報及び資料とは関係なく、独自に開発した情報
2 貴社は、法令又は裁判所若しくは官公庁の判決、決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手側当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。この場合において、かかる要求があった場合、その開示の前に相手側当事者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、開示後速やかに通知するものとします。

(本特約の変更)

- 第4条 貴社及びNTT Comは、必要が生じた場合には、本特約の内容を協議の上変更することができるものとします。
2 NTT Comは、第1条第1項の特約事項の条件で本サービスの提供を継続することが困難となった場合(天災、地震、爆発、洪水、火災、停電、荒天、パンデミック、エビデミック、その他の大惨事、禁輸措置、反乱、国家非常事態、テロ行為、戦争や法令等、並びに連邦、州、地域、外国、その他の政府、若しくは文民又は軍事当局の命令、指示、要請及びNTT Comの合理的なコントロールを超える本サービスの提供に係る仕入先の値上げ、NTT Comの商業合理性に基づく継続停止・廃止判断を含みますが、これらに限られないものとします。)、貴社に対し書面により特約条件の見直しの協議を申し入れることができるものとし、貴社は協議に応じるものとします。本項に定めるNTT Comによる申し入れ日を起算日として、貴社とNTT Com間の協議が30日までに整わない場合、NTT Comは、貴社に対し、30日前までに書面にて通知することにより、本特約を解除することができるものとします。

(本特約の有効期間)

- 第5条 本特約の有効期間は、本特約のご契約日から3年間とします。
2 前項に規定するほか、有効期間の満了日の3か月前までに貴社又はNTT Comのいずれか一方から本特約の解除又は変更の申し入れがない場合は、同一条件で1年間、本特約を更新するものとします。以降においても同様とします。
3 前2項の規定にかかわらず、適用対象契約が全て解除となった場合は、本特約は終了するものとします。

(特約解除に基づく損害賠償)

第6条 貴社及びNTT Comは、第4条、第5条の規定により本特約を解除した場合は、これにより相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとします。

(最低利用期間と違約金)

第7条 NTT Comは、本サービスの最低利用期間と違約金について次のとおり定めます。

- (1) 最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して3年間とします。
(2) 貴社は、最低利用期間内に適用対象回線に係る契約を解除があった場合には、残余期間(最低利用期間が満了するまでの期間)に対する定額利用料に相当する金額を違約金としてNTT Comが定める期日までに一括して支払うものとします。
(3) 貴社は、最低利用期間内に定額利用料が減額となるサービス変更があった場合は、残余期間に対する定額利用料の差額に相当する金額を違約金としてNTT Comが定める期日までに一括して支払うものとします。
2 NTT Comは、本サービスに係る付加機能の最低利用期間と違約金について次のとおり定めます。
(1) 最低利用期間は、その付加機能の利用を開始した日から3年間とします。
(2) 貴社は、最低利用期間内に付加機能(アプリコントロール機能に限りません。)の廃止があった場合は、残余期間(最低利用期間が満了するまでの期間)に対する付加機能利用料に相当する金額を違約金としてNTT Comが定める期日までに一括して支払うものとします。
(3) 貴社は、最低利用期間内に付加機能(セキュリティ機能に限りません。)の廃止があった場合は、違約金として初期費用に相当する3000円(税込)をNTT Comが定める期日までに一括して支払うものとします。

第8条 本特約の準拠法は日本法とします。

(存続条項)

第9条 第3条及び第8条の規定は、本特約終了後も有効とします。

【別記1】適用対象回線

お客さま番号(ご契約回線番号/N番)

Table with 5 columns and 20 rows for recording customer numbers.

IP通信網サービスに係る提供条件特約書(キャンペーン申込書、専用特約書)

B-OCN

【別記2】キャンペーン内容

1. 適用条件

2024年4月1日から2024年9月30日までの間にNTT Comが申込を承諾し、かつその利用の開始が2024年12月31日までに行われたとき(お客様の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありません。)

2. 適用料金

別記1の適用対象契約について、[表1]、[表2]及び[表3]に規定する料金を適用します。
(注)[表1]、[表2]、[表3]に記載のない項目については、約款に定めるところによります。

【表1】定額利用料(税別)/付加機能利用料(税別)

サービス品目	定額利用料/付加機能利用料 ※キャンペーン適用価格
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースU/標準プラン/動的タイプ) ※OCN光「フレッツ」IPoE 標準プラン 動的IP(専用端末費用含まず)	¥1,600-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースU/標準プラン/プラン1) ※OCN光「フレッツ」IPoE 標準プラン 固定IP1(専用端末費用含まず)	¥4,100-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースU/標準プラン/プラン2) ※OCN光「フレッツ」IPoE 標準プラン 固定IP8(専用端末費用含まず)	¥8,100-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースU/標準プラン/プラン3) ※OCN光「フレッツ」IPoE 標準プラン 固定IP16(専用端末費用含まず)	¥14,400-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースU/ワイドプラン/動的タイプ) ※OCN光「フレッツ」IPoE ワイドプラン 動的IP(専用端末費用含まず)	¥3,500-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースU/ワイドプラン/プラン1) ※OCN光「フレッツ」IPoE ワイドプラン 固定IP1(専用端末費用含まず)	¥6,400-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースU/ワイドプラン/プラン2) ※OCN光「フレッツ」IPoE ワイドプラン 固定IP8(専用端末費用含まず)	¥10,800-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースU/ワイドプラン/プラン3) ※OCN光「フレッツ」IPoE ワイドプラン 固定IP16(専用端末費用含まず)	¥17,800-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースX/ワイドプラン/プラン1) ※OCN光「フレッツ」IPoE クロスワイドプラン 固定IP1(専用端末費用含まず)	¥6,400-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースX/ワイドプラン/プラン2) ※OCN光「フレッツ」IPoE クロスワイドプラン 固定IP8(専用端末費用含まず)	¥10,800-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(カテゴリ-8/タイプ4/コースX/ワイドプラン/プラン3) ※OCN光「フレッツ」IPoE クロスワイドプラン 固定IP16(専用端末費用含まず)	¥17,800-
第6種オープンコンピュータ通信網サービス(付加機能 アプリコントロール機能(タイプA))	¥5,300-
(第6種特約で定める金額は標準価格)セキュリティ機能(セキュリティ機能Webセキュリティタイプ) ※OCN TMWSaaS(5ID以上) ※	¥250/ID-
セキュリティ機能Webセキュリティタイプ(OCN TMWSaaS(5ID以上)) ※	¥400/ID-

端末種別	保守タイプ	月額利用料
IPoE対応ルーター01(※)	セントバック保守	¥500-
	オンサイト保守(平日9時-17時)	¥900-
	オンサイト保守(24時間365日)	¥1,000-
IPoE対応ルーター02	オンサイト保守(24時間365日)	¥2,200-
	自営端末(お客様ルーター)	¥0-

(※)約款で定める金額と同じとなります。(キャンペーン価格ではありません)

【表3】初期費用(税別)

サービス品目	初期費用 ※キャンペーン適用価格
セキュリティ機能VBBSタイプ(ウイルスバスタービジネスセキュリティ機能) ネットワーク工事費(5ID以上のご契約)	¥0-
セキュリティ機能Webセキュリティタイプ(OCN TMWSaaS機能) ネットワーク工事費(5ID以上のご契約)	¥0-

■提供条件同意欄

このたびは当社サービスをお申いただき、誠にありがとうございます。本サービスの提供条件は、お客様個別(特約)となります。

以下項目は本特約書の重要事項を抜粋した内容となります。提供条件に同意頂ける場合は、以下チェックボックスにチェック☑を入れて頂き、「内容確認日」「ご担当者名」をご記入の上、ご提出をお願い致します。

本サービスの最低利用期間及び付加機能の最低利用期間は【 3 】年間です。

最低利用期間内に適用対象回線に係る契約を解除があった場合には、残余期間(最低利用期間が満了するまでの期間)に対する定額利用料に相当する金額を違約金として当社が定める期日までに一括してお支払頂きます。最低利用期間内に定額利用料が減額となるサービス変更があった場合、残余期間に対する定額利用料の差額に相当する金額を違約金として当社が定める期日までに一括してお支払頂きます。

最低利用期間内に付加機能(アプリコントロール機能に限り)の廃止があった場合には、残余期間(最低利用期間が満了するまでの期間)に対する付加機能利用料に相当する金額を違約金として当社が定める期日までに一括してお支払頂きます。最低利用期間内に付加機能(セキュリティ機能に限り)の廃止があった場合には、初期費用に相当する3,000円(税込み3,300円)を違約金として当社が定める期日までに一括してお支払頂きます。

内容確認日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

ご担当者名： _____

※当社使用欄

3年契約/ フレッツ取次無/セット無

ご利用開始希望日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

販売チャネル(センタ名)： _____

販売担当者氏名： _____

販売担当者連絡先： _____

適用回線数： _____ 回線